

# 公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する基準

制定 平成 23 年 11 月 18 日区長決定

改正 令和元年 12 月 16 日部長決定

改正 令和 3 年 12 月 27 日部長決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、品川区（以下「区」という。）と工事請負契約を締結している中小企業等に新たな資金調達の手を開くため、請負者が保有する工事請負代金債権を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、品川区工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする際に必要な手続を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第 2 条 債権譲渡の対象となる工事は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 請負金額が 1,000 万円以上の建設工事であって、競争入札に付し請負者が決定された案件であること。なお、契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額が 1,000 万円以上であること。
- (2) 品川区契約事務規則（昭和 39 年品川区規則第 8 号）第 49 条の 2 の規定に基づく前金払、同規則第 49 条の 3 の規定に基づく中間前金払又は同規則第 50 条の規定に基づく部分払がなされている場合は、工事の進捗状況が、前金払、中間前金払又は部分払相当割合を概ね超えていること。
- (3) 以下に掲げる事項に該当していないこと。
  - ① 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで 2 週間に満たない場合
  - ② 債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合
  - ③ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、契約約款第 5 条第 1 項ただし書きを適用しない契約である場合

(債権譲渡人および債権譲受人)

第 3 条 区が債権譲渡を承諾できる請負者（以下「債権譲渡人」という。）は、次の各号の全てを満たしていることとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
  - ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。
  - ② 中小企業者以外の者であって、かつ、当該工事の履行に関し、下請業者である中小企業者に対する支払計画があること。
- (2) 破産していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づく更正手続き開始の申立、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づく再生手続き開始の申立をしていないこと。
- (4) 会社整理または特別清算開始をしていないこと。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- (6) その他債務の弁済が不可能な状態でないこと。
- (7) 過去 2 年間、工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

- 2 区が債権譲渡を承諾できる工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、株式会社きらぼし銀行とする。

#### （譲渡債権の範囲）

第 4 条 譲渡される債権の範囲は、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該工事が完成した場合にあっては、契約約款第 31 条第 1 項の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金および当該工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。
  - (2) 当該工事請負契約が解除された場合にあっては、契約約款第 46 条第 1 項の既済部分の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する契約金額から前払金、中間前払金、部分払金および当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額とする。
- 2 当該工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、工事請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

#### （債権譲渡の承諾申請）

第 5 条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第 1 号様式） 3 部
  - (2) 公共工事代金債権信託契約書の写し 1 部
  - (3) 工事履行報告書（第 2 号様式） 1 部
  - (4) 発行日から 3 月以内の債権譲渡人および債権譲受人の印鑑証明書 各 1 部
  - (5) 契約保証金相当額を保険または保証によって担保されている工事で、保険または保証約款等により債券譲渡の承諾を義務付けられている場合は、必要な承諾を受けていることを証するもの 1 部（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。）
  - (6) 下請負人に対する支払計画書（第 3 号様式）（債権譲渡人が第 3 条第 1 項第 2 号に該当する場合に限る。） 1 部
  - (7) 債権譲渡人の建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し 1 部
- 2 前項の書類は、当該工事の契約担当課に持参するものとし、郵送による提出は認めない。ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（第 4 号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。
  - 3 第 1 項の書類の提出期限は、当該工事請負契約の履行期限の 2 週間前までとする。

#### （債権譲渡の承諾基準）

第 6 条 区は債権譲渡について、次に掲げる事項のすべてが確認された場合に承諾する。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書および公共工事代金債権信託契約書の写しについては、申請時時点の譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる契約金額と一致していること。
- (2) 申請に係る工事が第 2 条の条件を満たしていること。
- (3) 債権譲渡人および債権譲受人が第 3 条の条件を満たしていること。
- (4) 債権譲渡承諾依頼書等の印影が印鑑証明書等と一致すること。
- (5) 当該工事請負契約が解除されていないこと、または契約約款の規定に基づき区が契約を解除するおそれがないこと。
- (6) 当該工事について前払い、中間前払い、部分払いがなされている場合は、工事の進捗状況

が前払金、中間前払金、部分払金相当割合を超えていることを工事履行報告書等により確認できること。

(債権譲渡の承諾または不承諾)

- 第 7 条 債権譲渡の承諾は、区が第 5 条第 1 項に規定する適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、前条に掲げる事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書を債権譲渡人および債権譲受人に各 1 部を交付することにより行う。
- 2 区は、第 5 条第 1 項に規定する適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合または第 6 条の規定に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。この場合においては、債権譲渡人および債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第 5 号様式）を各 1 部交付する。
  - 3 前 2 項の規定による承諾または不承諾に係る通知の交付は、債権譲渡承諾依頼書等を受理した日から概ね 2 週間以内に行う。

(出来高の確認)

- 第 8 条 信託契約に基づき、当該工事の出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が確認するものとする。
- 2 前項の規定による出来高確認を行うにあたり現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事出来高確認協力申出書（第 6 号様式）を契約担当課に提出するものとする。
  - 3 前項の規定による工事出来高確認協力申出書の提出があった場合は、契約担当課と当該工事の予算の執行を所管する課（以下「工事担当課」という。）において立入りに必要な調整を行ったうえ、工事担当課は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認する。

(請負代金の請求)

- 第 9 条 債権譲受人は、当該工事が区による検査に合格し、部分払金および工事請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、債権譲受人が債権譲渡人から譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で区に対し支払を請求することができる。なお、債権譲渡の承諾後において、債権譲渡人は区に対し請負代金等の請求をすることはできない。
- 2 債権譲受人は、請負代金等の請求にあたって、工事請負代金請求書（第 7 号様式）を契約担当課に提出するものとする。

(契約変更の場合の取扱)

- 第 10 条 債権譲渡人は、債権譲渡の承諾後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事請負代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。
- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（第 8 号様式）を作成の上、契約担当課に持参又は郵送等の方法で提出するものとする。

(契約解除の場合の取扱)

- 第 11 条 債権譲渡の承諾後に債権譲渡人の倒産等又はその他の理由により契約が解除された場合、契約担当課は第 4 条第 1 項第 2 号により算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。
- 2 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（第 9 号様式）を作成の上、契約担当課に持参又は郵送等の方法で提出するものとする。この場合、債権譲渡人の倒産等により、連

署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

（競争入札における指名選定等に係る留意事項）

第 12 条 区は、債権譲渡人が債権譲渡の承諾を申請したことをもって、競争入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

（委任）

第 13 条 この基準に定めるもののほか、債権譲渡の承諾及び請負代金等の支払いに関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 23 年 12 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

品川区長 \_\_\_\_\_ あて

(甲) 債権譲渡人 所在地 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者職氏名 \_\_\_\_\_

工事請負  
 契約書の  
 使用印

(乙) 債権譲受人 所在地 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 株式会社きらぼし銀行  
 代表者職氏名 \_\_\_\_\_

実印

債権譲渡人（委託者、以下「甲」という。）は、品川区（以下「区」という。）との間で締結された下記工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）に基づく下記譲渡対象債権を、債権譲受人（受託者、以下「乙」という。）に、甲と乙との間で締結された 年 月 日付信託契約に基づき信託譲渡することになりましたので、工事請負契約約款第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

また、下記譲渡対象債権の支払いにつきましては、後日通知する振込口座にお振込くださいますよう依頼します。

なお、工事請負契約上の請負者の債務は、甲に留保されていることを申し添えます。

## 記

## 1 譲渡対象債権

工事請負契約約款第32条第1項に基づく工事代金債権であって、その範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約約款第31条第1項の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第46条第1項の既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

(1) 工事件名 \_\_\_\_\_  
 (2) 工事場所 \_\_\_\_\_  
 (3) 契約番号 \_\_\_\_\_  
 (4) 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 (5) 工期 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで  
 (6) 請負代金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
 (7) 支払済前払金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
 (8) 支払済中間前払金額  
 および部分払額 金 \_\_\_\_\_ 円  
 (9) 債権譲渡額 金 \_\_\_\_\_ 円 ( (9) = (6) - (7) - (8) )

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(6)及び(9)の金額は変更契約後の金額とします。この場合は、甲及び乙は、速やかに工事代金債権計算書を区に提出します。

- 2 甲は、上記工事の譲渡対象債権について、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 甲及び乙は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 甲の下請企業等の保護に関しては、甲が責任を持って行い、区には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 5 甲及び乙は、本債権譲渡が、甲の当該工事の施工に必要な資金の調達又は甲の下請企業への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に、区が本債権譲渡を承諾するものであることを承知いたしております。
- 6 甲乙間の取引に関し必要な既済部分の確認は、甲及び乙が責任を持って厳正に行います。
- 7 甲及び乙は、工事請負契約に基づき区が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、甲は工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する乙の連絡先及び担当者

所 属 \_\_\_\_\_

職・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

第 号  
年 月 日

(甲) \_\_\_\_\_ 御中  
(乙) 株式会社きらぼし銀行 \_\_\_\_\_ 御中

### 債権譲渡承諾書

上記の譲渡対象債権の譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾により、工事請負契約に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

#### 記

- 1 乙は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことをしてはならない。
- 2 発注者が支払う請負代金額は発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 3 発注者は、債権譲渡後も、甲との協議のみにより、工期の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、乙は発注者に対して異議を申立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら甲と乙との間において解決されなければならない。
- 4 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

品川区長 \_\_\_\_\_

確定日付印欄	
--------	--

## 工 事 履 行 報 告 書

工事件名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
請負金額			
支払済前払金等	前払金額	金	円
	中間前払額 及び部分払額	金	円
	計	金	円（請負代金額に対する割合 %）
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予 定 工 程 % （ ）は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
年 月		差（ ）	
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

下請負人に対する支払計画書

年 月 日

品川区長 \_\_\_\_\_ あて

請 負 者  
所 在 地  
名 称  
代表者職氏名

工事件名 \_\_\_\_\_

契約金額 \_\_\_\_\_

債権譲渡により得られる資金は、今後、上記工事の履行に関して、以下の下請負人に対する支払いに利用する予定です。

整理番号	今 後 支 払 予 定 額			支 払 先	
	月	旬	金 額	(名称/所在地/電話等)	
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない

(注意)

○「今後支払予定額」欄の「月旬」部分は、以下の区分によりご記入ください。

上旬：1～10日      中旬：11～20日      下旬：21～月末

○「支払先」では、支払先が中小企業基本法第2条に定める中小企業者である場合は「中小企業者である」欄に○を、そうでない場合は、「中小企業者でない」欄に○をしてください。



# 委任状

年 月 日

品川区長 \_\_\_\_\_ あて \_\_\_\_\_

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

- 1 工事件名
- 2 請負代金額 金 \_\_\_\_\_ 円

私は、所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

を代理人と定め、上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾依頼書の提出に関する権限を委任します。

- ※ 譲渡人が委任者の場合、印は使用印も可とする。
- ※ 譲渡人がJVの場合は代表構成員の名義で行うものとする。

債権譲渡不承諾通知書

第 号  
年 月 日

（甲）債権譲渡人 \_\_\_\_\_ 御中

（乙）債権譲受人 株式会社きらぼし銀行 \_\_\_\_\_ 御中

品川区長 \_\_\_\_\_

年 月 日付で依頼のあった、第1項に記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、  
第2項に記載の理由により承諾できません。

- 1 (1) 工事件名 \_\_\_\_\_  
(2) 工事場所 \_\_\_\_\_  
(3) 契約番号 \_\_\_\_\_  
(4) 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 承諾しない理由

### 工事出来高確認協力申出書

年 月 日

品川区長 \_\_\_\_\_ あて

所在地

名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付 第 号にて債権譲渡を承諾された下記工事について、信託契約に基づき、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

1 工 事 件 名 \_\_\_\_\_

2 工 事 場 所 \_\_\_\_\_

3 施 工 者 名 \_\_\_\_\_

4 現場立入り希望日時 \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分 から 時 分まで

5 現場立入り予定者氏名


6 連 絡 先 担当者職・氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

工事請負代金請求書

年 月 日

品川区長 あて

(債権譲受人) 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

実印

年 月 日付けの債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円
- (内 訳)
- (1) 請負代金額 金 \_\_\_\_\_ 円
- (2) 前払金受領済額 金 \_\_\_\_\_ 円
- (3) 中間前払金及び部分払金受領済額 金 \_\_\_\_\_ 円
- (4) 履行遅滞の場合における損害金等 金 \_\_\_\_\_ 円
- (5) 今回請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 債権譲渡の承諾を受けた工事請負契約

- (1) 債権譲渡承諾番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号
- (2) 工事件名 \_\_\_\_\_
- (3) 工事場所 \_\_\_\_\_
- (4) 契約番号 \_\_\_\_\_
- (5) 請負者（債権譲渡人） \_\_\_\_\_

## 工事代金債権計算書(契約変更用)

年 月 日

品川区長 \_\_\_\_\_ あて

(甲) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

工事請負  
契約書の  
使用印

(乙) 債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

印

(担当者)職・氏名

TEL \_\_\_\_\_

年 月 日付 第 \_\_\_\_\_ 号をもって協議を受け、承諾した下記1工事の契約  
変更により、工事代金債権が下記5のとおり変更されたので提出します。

### 記

1 工事件名

2 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 契約変更承諾日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

5 工事代金債権

(1) 変更前請負代金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 支払済前払金額 金 \_\_\_\_\_ 円

支払済中間前払金額  
(3) 及び部分払額 金 \_\_\_\_\_ 円

(4) 変更前債権譲渡額 金 \_\_\_\_\_ 円

(5) 契約変更額 金 \_\_\_\_\_ 円 (減額の場合は、△表示とする)

(6) 変更後債権譲渡額 金 \_\_\_\_\_ 円 [ \_\_\_\_\_ 年 月 日現在見込額]

( (6)=(1)-(2)-(3)+(5) ) )

工事代金債権計算書(契約解除用)

年 月 日

品川区長 \_\_\_\_\_ あて

(甲) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

印

(乙) 債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

印

(担当者)職・氏名

TEL \_\_\_\_\_

下記1の工事に関し、 年 月 日付 第 号に基づく解除により、工事代金債権が下記5のとおり変更されたので提出します。

記

1 工事件名 \_\_\_\_\_

2 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 契約解除日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

5 工事代金債権

(1) 請負代金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 支払済前払金額 金 \_\_\_\_\_ 円

支払済中間前払金額

(3) 及び部分払額 金 \_\_\_\_\_ 円

(4) 出来高額( %) 金 \_\_\_\_\_ 円

(5) 契約解除違約金 金 \_\_\_\_\_ 円

( (5)={ (1)-(4) }×10% )

(6) 債権譲渡額 金 \_\_\_\_\_ 円

( (6)=(4)-(2)-(3)-(5) )